

別府市デジタルサポーター登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会を目指し、デジタル活用等について地域で教え合う体制を構築するため、デジタル機器の操作に不慣れな方等にスマートフォンの基礎知識や別府市等が提供しているデジタルサービスの利用方法を教える意欲ある者を別府市デジタルサポーター(以下「サポーター」という。)として登録し、団体、行政機関等(以下「団体等」という。)が別府市内で開催するスマートフォン講座等におけるサポーターによる支援(以下「サポーター支援」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(サポーターの心得)

第2条 サポーターは、サポーター支援を行う場合は、関係する機関及び地域住民等との連携に努め、デジタル活用等の利便性や楽しさを普及するものとする。

(サポーターの要件)

第3条 サポーターは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のア及びイに掲げる者のいずれかに該当すること。

ア 別府市が指定する講座を受講した者

イ サポーターとしてのスキルを有すると市長が認める者

(2) 暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)、同条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。第6条第5号において同じ。)でないこと。

(登録の申込み等)

第4条 サポーターとして登録を希望する者は、誓約事項に同意の上、電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下

この項において同じ。)と申込み又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して、必要事項を市長に送信するものとする。

2 市長は、前項に規定する登録の申込みがあった場合で前条に規定する要件を満たすときは、別府市デジタルサポーター台帳に次に掲げる事項を登録する。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 希望する活動場所
- (5) 活動可能な曜日及び時間帯
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 別府市デジタルサポーター台帳は、第1条に規定する目的を達成するためのみに利用し、目的外利用はしないものとする。ただし、サポーターの承諾を得た場合は、この限りでない。

(登録の変更及び取消し)

第5条 サポーターは、登録事項に変更が生じた場合又は登録の取消しを希望する場合は、速やかに電子情報処理組織を使用して市長に届け出るものとする。

2 市長は、サポーターが公序良俗に反する行為を行った場合は、当該サポーターの登録を抹消し、速やかにサポーターにその旨を通知する。

3 市長は、サポーターと連絡が取れなくなった場合は、当該サポーターの登録を抹消することができる。

4 市長は、第1項に規定する届出があった場合又は第2項若しくは前項の規定による登録の抹消を決定した場合は、別府市デジタルサポーター台帳の登録を変更し、又は抹消する。

(希望団体等の要件)

第6条 サポーター支援を受けようとする団体等(以下「希望団体等」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) サポーター支援の実施場所は、別府市内であること。

- (2) サポーター支援を受けるスマートフォン講座等は、非営利な活動であること。
- (3) スマートフォン講座等の会場の確保、参加者への告知等の事務的な作業は、希望団体等が行うこと。
- (4) 希望団体等からサポーターに謝金等の支払がある場合の事務処理は、当該希望団体等とサポーターの間で行うこと。
- (5) 暴力団関係者でないこと。

(サポーター支援の申込み等)

第7条 希望団体等は、サポーター支援を受けようとする場合は、誓約事項に同意の上、電子情報処理組織を使用して、必要事項を市長に送信するものとする。この場合において、希望団体等は、日時、場所、内容等によってはサポーター支援を受けられない可能性があることに留意しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みがあった場合で前条各号に掲げる要件を全て満たすときは、希望団体等とサポーターのマッチング及び日時調整を行う。

(個人情報等の適正管理)

第8条 サポーターは、サポーター支援を通じて知り得た希望団体等の組織情報を当該希望団体等の許可なく第三者に漏らしてはならない。

2 希望団体等は、サポーター支援において知り得たサポーターの個人情報を当該サポーターの許可なく第三者に漏らしてはならない。

(報酬、費用弁償等)

第9条 サポーターは、サポーター支援の実施に対して、別府市から報酬、費用の弁償等を受けることはできない。

2 サポーターは、別府市に対して、サポーター支援の実施における事故等による損害について補償を求めることはできないものとする。

3 サポーター支援の実施中に発生したトラブル、事故等については、サポーター支援を受けた希望団体等と当事者間で解決を図ることとし、別府市は責任を負わないものとする。

4 希望団体等は、サポーター支援の実施中に発生するトラブル、事故等

に備えるため、イベント保険等の加入に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、別府市デジタルサポーター登録制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。